

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目 的

本評価・監視は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）や平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」という。）等近年発生した災害の被災地における被災者への支援の実施状況、支援を行う上での課題及び課題への対応状況を把握するとともに、被災地での課題を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ地震等の今後起こり得るとされる災害への備えについて取組状況を調査し、これらを通じて、今後の被災者の生活再建や住まいの再建に向けた国や地方公共団体の支援等の在り方を検討しようとしたものである。

なお、本報告書においては、発災直後から避難所が開設されている期間において、自宅が損壊したものの、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者を「避難所外避難者」、避難所閉鎖以降において災害により被害が生じた自宅に居住しながら住まいや生活の再建を目指す者を「在宅被災者」とする。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

上記項目 1 の調査の目的を踏まえ、以下の考え方に基づき、被災地及び被災地外の調査対象地域を選定した。

ア 被災地

東日本大震災以降の地震及び平成 27 年度から平成 30 年 7 月豪雨までに発生した水害のうち、原則、半壊以上の被害が 1 千戸以上発生した災害の被災地域から選定した（7 都道府県、22 市町村）。

（対象機関）

7 都道府県（岩手県、宮城県、茨城県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県）

22 市町村（大船渡市、釜石市、大槌町、岩泉町、仙台市、石巻市、名取市、多賀城市、東松島市、常総市、岡山市、倉敷市、総社市、呉市、三原市、坂町、朝倉市、熊本市、宇土市、西原村、御船町、益城町）

関係団体等

これに加え、被災者支援について先進的な取組を行っている地方公共団体として、1 都道府県（鳥取県）、1 市町村（同県北栄町）についても調査を行った。

調査した被災地における被害の状況は以下のとおりとなっている。

図表 近年の災害における調査対象市町村別の被害

(単位：人、世帯、棟)

災害の種類	災害名	都道府県名	調査対象市町村名	人口	一般世帯数	人的被害			住家被害					被害に関する時点
						死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
地震	東日本大震災	岩手県	大船渡市	40,737	14,798	422	79	不明	2,791	1,147	1,654	-	-	平成31年 4月30日
			釜石市	39,574	16,070	994	152	不明	2,957	699	1,048	-	-	
			大槌町	15,276	5,679	855	419	不明	3,579	588	208	-	-	
		宮城県	仙台市	1,045,986	464,640	923	27	2,275	30,034	109,609	116,046	-	-	令和元年 10月31日
			石巻市	160,826	57,796	3,552	420	不明	20,044	13,049	19,948	-	3,667	
			名取市	73,134	25,092	954	38	208	2,801	1,129	10,061	-	1,179	
	熊本地震	熊本県	熊本市	740,822	314,740	85	-	1,713	2,456	15,219	105,086	-	-	令和元年 11月13日
			宇土市	37,026	13,244	10	-	42	116	1,747	4,386	-	-	
			西原村	6,802	2,338	9	-	56	512	865	1,096	-	-	
			御船町	17,237	6,298	10	-	21	444	2,397	2,178	-	-	
鳥取県中部地震	鳥取県	北栄町	14,820	4,803	-	-	9	13	40	2,236	-	-	平成30年 3月20日	
風水害	平成27年9月 関東・東北豪雨	茨城県	常総市	61,483	20,575	14	-	46	53	5110	-	193	3,184	令和元年 12月9日
	平成28年 台風第10号	岩手県	岩泉町	9,841	4,163	25	-	5	453	491	41	-	-	平成31年 3月31日 (人的被害) 平成30年 3月27日 (住家被害)
	平成29年7月 九州北部豪雨	福岡県	朝倉市	52,444	19,042	33	2	11	248	790	-	-	424	平成30年 2月13日
	平成30年 7月豪雨	岡山県	岡山市	719,474	308,807	2	-	4	13	1,191	38	1,040	3,896	平成31年 3月5日
			倉敷市	477,118	189,550	57	-	120	4,646	846	369	116	-	
総社市			66,855	24,821	3	-	38	84	539	521	-	369		
広島県		呉市	228,552	97,184	24	1	22	264	799	1,086	-	649	平成30年 8月13日	
	三原市	96,194	39,810	8	-	10	263	614	70	-	671			
			坂町	12,747	5,128	16	1	12	220	804	179	-	-	

(注) 1 各地方公共団体のホームページ及び国勢調査の結果を基に、当省が作成した。

2 人口及び一般世帯数については、東日本大震災は平成22年の国勢調査、東日本大震災以降は27年の国勢調査の結果である。

イ 被災地外（災害への備え調査）

i) 南海トラフ地震防災対策推進地域、ii) 首都直下地震緊急対策区域、iii) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている市町村及びこれらの市町村が所在する都道府県から選定した（15 都道府県、44 市町村）（注）。

（対象機関）

15 都道府県（北海道、岩手県、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、高知県、福岡県、大分県）

44 市町村（函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、久慈市、一関市、登米市、栗原市、柴田町、千葉市、松戸市、南房総市、港区、豊島区、三鷹市、横浜市、横須賀市、茅ヶ崎市、逗子市、静岡市、沼津市、掛川市、名古屋市、豊橋市、西尾市、津市、鈴鹿市、神戸市、西宮市、洲本市、宝塚市、和歌山市、有田市、田辺市、徳島市、小松島市、海陽町、高知市、土佐市、土佐清水市、行橋市、大分市、別府市、佐伯市）

関係団体等

（注） 各地域は、i) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項、ii) 首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項、iii) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項の各規定に基づき、内閣総理大臣が指定しているものである。

これに加え、被災者支援のための備えとして先進的な取組を行っている地方公共団体として、2 都道府県（群馬県、京都府）、2 市町村（埼玉県狭山市、東京都杉並区）についても調査を行った。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 2 事務所（神奈川、熊本）

4 実施期間

平成 30 年 10 月～令和 2 年 3 月